

ご存じですか？ 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで、さまざまな契約や手続きを一人で決めることに不安や心配がある人を支援する制度です。

こんなことで困っていませんか？

- 物忘れがあり、預貯金の出し入れなど金銭管理に自信がない
- 医療や福祉サービスの手続きや契約が難しく、一人でできるか不安
- 頼れる家族がおらず、将来誰に頼ればいいのか心配

主な支援の種類

財産管理

預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などを支援します。

身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入所・退所の手続きなど、日常生活に関わる契約などを支援します。

町成年後見制度利用支援事業

認知症等高齢者、知的障がい者、精神障がい者で、身寄りがない、親族の協力が得られないなどの理由で後見等開始の審判の申し立てができない人は、町長が代わって申し立てを行います。

また、町では、後見人などが選任された後の報酬の支払いが困難な人に助成を行っています。詳しくは、右記の相談窓口へ問い合わせてください。

2つの後見制度

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。それぞれの制度の詳細は、下表をご覧ください。

なお、各制度を利用するためには申し立てが必要です。

| | 法定後見制度 | 任意後見制度 |
|---------------------------|---------------------------------|---|
| 申し立てをする時期 | 本人の判断能力が不十分になったとき | 将来に備えて、支援者(=任意後見人となる人)や支援内容を決めておきたいとき |
| 申し立てができる人 | 本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長など | 本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見人となる人 |
| 申し立て先 (任意後見制度は、①→②の順序) | 家庭裁判所に申し立て | ①本人が十分な判断能力を有するとき 本人と任意後見人となる人が公証役場で支援内容などの契約を交わす ②本人の判断能力が低下したとき 家庭裁判所に申し立て |
| 成年後見人などを選ぶ人 | 家庭裁判所 | 本人 |
| その他 | 本人の判断能力の程度によって、補助・保佐・後見という種類がある | 家庭裁判所が選んだ任意後見監督人が支援状況を監督する |

※詳しくは、成年後見制度利用促進ポータルサイト(厚生労働省)をご覧ください。 <https://guardianship.mhlw.go.jp>

相談窓口

法定後見制度について

【高齢者】

- 福祉課 包括支援係 ☎ 234 - 6113
- 東部圏域地域包括支援センター(木山、福田、津森) ☎ 289 - 0099
- 西部圏域地域包括支援センター(飯野、広安、広安西) ☎ 285 - 4822
- 町社会福祉協議会 地域福祉課(障がい者も可) ☎ 214 - 5566

【障がい者】

- 福祉課 障がい支援係 ☎ 286 - 3115
- 相談支援事業所 アントニオ(益城町) ☎ 286 - 3769
- 相談支援センター かけはし(甲佐町) ☎ 234 - 9088

任意後見制度について

- 熊本公証人合同役場 ☎ 364 - 2700